農林水産省

#### 1 実績評価の根拠及び対象

#### (1) 評価の根拠

株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。)は、 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年法律第83号。以下 「法」という。)に基づき平成25年1月に設立された株式会社であり、 令和5年度は第12期目となる。

機構の業務については、法第36条第1項の規定に基づき、機構の事業年度ごとの評価を行うこととされており、今回は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間(以下「評価期間」という。)に係る機構の業務実績を評価する。

#### (2) 評価の項目

農林水産省は、機構に対し、令和3年度以降は新たな出資は行わないこととし、その上で今後の投資計画の策定について指示し、これを受け、機構は、新規の出資決定は令和2年度までとすること及び回収業務は令和7年度までを目途に行い、回収の最大化に向けて取り組むこと等を内容とする「損失を最小化するための改善計画」(以下「改善計画」という。)を策定し、令和2年5月に公表した。

機構は、改善計画に基づき、新たな出資決定を行わず回収業務を進めていることから、

- ① 法第 21 条第 1 項第 11 号に規定する機構が保有する株式、新株予約 権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分及び同第 12 号に規定する債 権の管理及び譲渡その他の処分(以下「出資回収等」という。)の実績
- ② 出資回収等の法第 22 条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定め

る株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準(平成24年12月11日農林水産省告示第2556号。以下「支援基準」という。)、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)第28条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準(平成29年8月1日農林水産省告示第1306号。以下「事業再編等支援基準」という。)又は食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第10条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める株式会社農林漁業成長産業化支援機構食品等流通合理化事業等支援基準(平成30年10月23日農林水産省告示第2336号。以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。)への適合性

を評価するとともに、

③ 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性についても評価を行う。

また、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるようにするためには官民ファンドの活動の評価・検証等を実施する必要があるとの観点から、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、

④ 機構の運営に係るガイドラインへの適合性 についても併せて評価することとする。

# 2 個別の項目に対する実績及び評価

# (1) 出資回収等の実績

# ① 出資回収等の実績

評価期間において、機構は26件(うち機構直接出資5件)の出資の 回収、2件の資本性劣後ローンの回収を完了した。

この結果、出資回収件数は評価期間末までの累計で95件(うち機構

直接出資11件)、出資回収額は45.2億円となった。

なお、評価期間において、6つの支援対象事業活動支援団体に係る 投資事業有限責任組合契約が終了し、評価期間末までに累計で 23 の 支援対象事業活動支援団体が解散したため、評価期間末をもって団体 数は30に、当該30団体の支援決定額は総額で389.6億円(うち機構 分194.8億円)となった。

#### ② 出資回収等の実績に対する評価

評価期間において回収の早期化を図るべく、個別の経営状況等を踏まえ協議・調整を行った結果、前年度に比して約2倍程度の出資先からの回収が行われたほか、出資先関係者等との合意形成が円滑に進んできており、令和7年度までの回収の完了に向けた回収時期早期化の取組が図られたものと評価する。

また、コロナ禍の影響の長期化等により業績が悪化した対象事業者について、回収額が出資額に満たないものがあったが、一方で出資額以上の回収先もあり、公正価値による回収が行われており、回収の最大化に向けた取組が図られているものと評価する。

# (2) 出資回収等の支援基準、事業再編等支援基準及び食品等流通合理化事業等支援基準(以下「支援基準等」という。)への適合性

# ① 出資回収等

評価期間において、機構は26件の出資回収(うち支援対象事業活動団体を通じた間接出資21件、機構直接出資案件5件)、2件の資本性劣後ローンの回収を完了した。

# ② 支援基準等への適合性の評価

評価期間における 21 件の支援対象事業活動支援団体を通じた間接

出資に係る回収については、農林漁業者の意向を踏まえつつ手続が進められる等、支援基準等に照らして問題はなかった。

また、5件の機構直接出資に係る回収については、投資収益の最大 化を見込んだ出資回収の手法の選択や手続が進められる等、支援基準 等に照らして問題はなかった。

#### (3)農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性

#### ① 認可予算の執行状況

#### ア収入

#### (事業収入)

評価期間において、株式の譲渡や一部の対象事業者からの配当、 平成29年度末までに行った資本性劣後ローンの貸付に伴う金利収入 により、当年度 16.3 億円の収入を見込んでいたが、当初見込んでい た回収が延期されたため、決定額としては 13.4 億円となった。

### (事業外収入)

余裕資金に係る流動性・安全性の高い地方債で運用したことによる利息収入等で、予算どおりの決定額となった。

主要な収入データ

| 科 目  | 収入予算額  | 収入決定済額   |  |
|--|--|--|--|
| (款)事業収入<br>(項)貸付金利息収入<br>(項)投資回収<br>(款)事業外収入<br>(項) 強・有証料息収入<br>(項)その他 | 円<br>1, 630, 196, 359<br>13, 482, 464<br>1, 616, 713, 895<br>17, 640, 000<br>17, 640, 000<br>0 | 円<br>1, 340, 503, 861<br>13, 142, 305<br>1, 327, 361, 556<br>17, 640, 000<br>17, 640, 000<br>0 |  |
| 合 計  | 1, 647, 836, 359   | 1, 358, 143, 861   |  |

# イ 支出

# (出資金)

支援対象事業活動支援団体の経費等の出資として、0.9 億円が執行された。

# (貸付金)

該当なし。

# (その他)

事業諸費、一般管理費の各項においては、予算の範囲内で執行された。

主要な支出データ

| 科目   | 支出予算額  | 支出決定済額   |  |  |
|--|--|--|--|--|
| (項) 出資金<br>(目) 出資金   | 円<br>100, 000, 000<br>100, 000, 000  | 円<br>90, 080, 010<br>90, 080, 010  |  |  |
| (項)貸付金   | 0  | 0  |  |  |
| (項)事業諸費<br>(目)事業諸費<br>(目)調査費用<br>(目)旅費<br>(項)一般管理費<br>(目)役職員給与<br>(目)避給与引金繰入 | 105, 345, 416<br>59, 900, 400<br>33, 966, 816<br>11, 478, 200<br>643, 932, 516<br>351, 554, 864<br>8, 628, 700 | 66, 538, 967<br>49, 321, 647<br>10, 167, 665<br>7, 049, 655<br>502, 261, 811<br>234, 140, 830<br>7, 877, 200 |  |  |
| (目)諸謝金<br>(目)事務費<br>(目)交際費   | 13, 136, 000<br>270, 502, 952<br>110, 000  | 10, 364, 638<br>249, 875, 733<br>3, 410  |  |  |
| 合 計  | 849, 277, 932  | 658, 880, 788  |  |  |

# ② 認可予算執行の適正性の評価

機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならず(法第28条第1項)、また、毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を農林水産大臣に提出しなければならないとされている(法第30条)。

評価期間に係る収入・支出の適正性の評価については、農林水産大臣が認可した予算と実際の収入・支出の主な項目とを対照することに

よって行ったところ、個別の項目について予算額と収入決定済額又は支出決定済額との差異はあったものの、農林水産大臣から認可を受けた支出予算額の範囲内で執行されており、適正であったと評価する。

## (4)機構の運営のガイドラインへの対応状況及び適合性

#### ① ガイドラインへの対応状況

#### ア 運営全般(政策目的、民業補完等)

機構は、我が国農林漁業の成長産業化を図るため、6次産業化等の取組に対する資金供給等の支援を行うことを目的として設立されたものであり、関係法令上の政策目的に沿って運営されている。

また、支援基準においては、機構から支援対象事業活動支援団体への出資に関し、機構以外の者からの出資合計額を機構の出資額以上とするとともに、支援対象事業活動支援団体が行う対象事業者への出資を原則として総議決権の2分の1以下とすることが定められているほか、直接出資についても、支援基準等に従い、機構による出資は原則として総議決権の2分の1以下としているところである。

これまでの機構による出資は、全てこれらの基準に適合している。

# イ 投資の態勢(監視・牽制)

機構は、支援対象事業活動支援団体に対し、法第21条第1項第8号の規定に基づき必要な指導等を行うものとされていることを踏まえ、各支援対象事業活動支援団体において開催される経営支援委員会等において、GP(無限責任組合員)に対する意見聴取、定期的な財務諸表の提示請求等を行い、出資後のモニタリングにおいて牽制機能を働かせつつ、必要に応じて助言を行った。

#### ウ 経営支援

評価期間において、機構は対象事業者からの要請等も踏まえ、対象事業者の企業価値向上のため、役員を派遣する等の能動的な取組を実施するとともに、支援対象事業活動支援団体及びLP(有限責任組合員)である金融機関との連携を図りながら、経営管理支援、原料調達先や販路の開拓支援、対象事業者間の連携支援等を実施した。

特に、新型コロナ禍からの回復の遅れ、人手不足や資材高騰等の影響により業況が悪化している対象事業者の業績改善に向け、経営管理、販路開拓、営業施策等の助言を行うとともに、適切なアドバイザーを選定・派遣する等の積極的な支援を実施した。

#### エ 投資実績の評価及び開示

#### (ア) モニタリング方針

機構は、支援対象事業活動支援団体の組合員として、経営支援 委員会等の場を通じて、月次、四半期ごと及び年度ごとに対象事 業活動の進捗状況を把握した。対象事業者のモニタリングについ ては、決算書等の財務指標による定量的な業況判定基準により、 業況把握・分析を行い、その結果を投融資検討会、農林漁業成長 産業化委員会に報告した。

また、対象事業者への経営支援について、当該モニタリング結果も踏まえ実施した。

なお、支援対象事業活動支援団体のモニタリングについても、 定期的(年2回)に行っており、対象事業者と同様に、投融資検 討会、農林漁業成長産業化委員会に報告した。

(イ) モニタリングや評価の基本となるべき開示情報の数値化

機構は、支援対象事業活動支援団体及び対象事業者のモニタリングを行う際に必要となる事後検証可能な指標(KPI)について、

政策目的、支援基準等を踏まえて数値化・公表しており、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会で、進捗状況について報告・公表した(令和5年10月)。

#### オ ポートフォリオマネージメント、民間出資者の役割

機構は、元本を確保できる投資採算の基準を設定し、各支援対象事業活動支援団体に対してこの確保を要請している。

ポートフォリオマネージメントについては、令和2年度までに新規の支援決定を終えたことを踏まえ、令和2年10月から機構の投資 実績について、半期ごとに投融資検討会での議論を経て農林漁業成 長産業化委員会に報告を行った(令和5年4月、10月)。

また、民間出資者については、出向職員を派遣する等、機構の円滑な運営に貢献している一方で、農林漁業成長産業化委員会における議決において、利益相反を防止するため、特別の利害関係を有する委員があった場合は議決から排除する等、適切な対応を行うこととされている。

#### カ 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

### (ア) 国民への説明責任

機構は、改善計画の進捗状況について、累積損失の状況等を機構のホームページで公表するとともに、これまでに機構が支援決定を行った支援対象事業活動支援団体については、対象事業活動支援の終了をもって解散した状況等を機構のホームページで公表している。

また、対象事業者については、機構の同意又は支援決定後において、機構のホームページで出資金額等について公表している。

# (イ) 監督官庁及び出資者たる国との関係

機構は、出資回収等の内容について、監督官庁及び出資者たる国に適時適切に報告を行った。

#### ② ガイドラインへの適合性の評価

評価期間における機構の運営に係るガイドラインへの適合性について、機構は評価期間において、新たな出資決定を行っていないことから、主として対象事業者への経営支援、出資後のモニタリング、情報の開示・報告等の実施状況により評価を行ったところ、上述のとおり、それぞれおおむねガイドラインに沿った運営がされていたものと評価する。

#### 3 総括評価

#### (1) 令和5年度業務実績の総括評価

上述のとおり、評価期間における機構の業務・運営については、ガイドラインや支援基準等に従い、適正に行われたものと認められる。

引き続き、令和7年度末までに投資回収の完了と対象事業者の企業価値向上に向け、対象事業者に対する経営支援やモニタリングの実施等を適切に行っていくことが重要である。

# (2) 改善計画の着実な実施の確保等

機構の評価期間における経常損失は 11.2 億円、当期純損失は 11.3 億円となり、令和5年度末における機構の累積損失は 162 億円と、改善計画に基づく累積損失計画額 138 億円に対して未達となった。

残る2年間(令和6年度及び7年度)で、改善計画において当初想定していた売却益を上回る利益の確保が必要となるが、今後も出資先の業績低迷が継続したり、株式譲渡先の投資スタンスが積極化しなかった場合には、令和7年度末の累積損失を120億円とする計画を下回る可能性がある。

機構においては、大口出資先への重点的な支援や、売却先の探索につ

いて外部仲介や民間ファンドへの売却を含む多様な手法を活用して最も良い条件での株式の売却等を目指すこと等を通じて、令和7年度末までの回収の完了・回収の最大化を図り、可能な限り計画との乖離を縮小させるよう取り組むこととしている。

農林水産省としては、改善計画に基づき、期限までの回収の完了と累積損失の縮小に向けた A-FIVE における取組が着実に実行されるよう、適切な業務運営の実施を求めていく。

# (参考)基本情報(令和6年3月末現在)

#### 1. 主要な営業所

本社:東京都千代田区神田駿河台3-2-1新御茶ノ水アーバントリニティビル2F

#### 2. 出資金

総額 319.02 億円

国:300 億円

民間企業:19.02 億円

#### 3. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数:4,000,000株

(2) 発行済株式の総数: 638,040株

(3) 株主数:12

|                 | (株)農林漁業成長産業化支援機構への出資状況 |         |         |  |
|-----------------|------------------------|---------|---------|--|
| 株主名             | 持 株 数                  | 出資比率    | 出資額     |  |
| 財務大臣            | 600,000 株              | 94. 04% | 300 億円  |  |
| カゴメ株式会社         | 6,000 株                | 0.94%   | 3 億円    |  |
| 農林中央金庫          | 6,000 株                | 0.94%   | 3 億円    |  |
| ハウス食品グループ本社株式会社 | 6,000 株                | 0.94%   | 3 億円    |  |
| 味の素株式会社         | 4,000 株                | 0.63%   | 2 億円    |  |
| キッコーマン株式会社      | 4,000 株                | 0.63%   | 2 億円    |  |
| キユーピー株式会社       | 4,000 株                | 0.63%   | 2 億円    |  |
| 株式会社商工組合中央金庫    | 2,000 株                | 0.31%   | 1 億円    |  |
| 日清製粉株式会社        | 2,000 株                | 0.31%   | 1 億円    |  |
| 野村ホールディングス株式会社  | 2,000 株                | 0.31%   | 1 億円    |  |
| 明治安田生命保険相互会社    | 2,000 株                | 0.31%   | 1 億円    |  |
| トヨタ自動車株式会社      | 40 株                   | 0.01%   | 0.02 億円 |  |

# 4. 従業員の状況 (出向者を含み、契約社員を除く。)

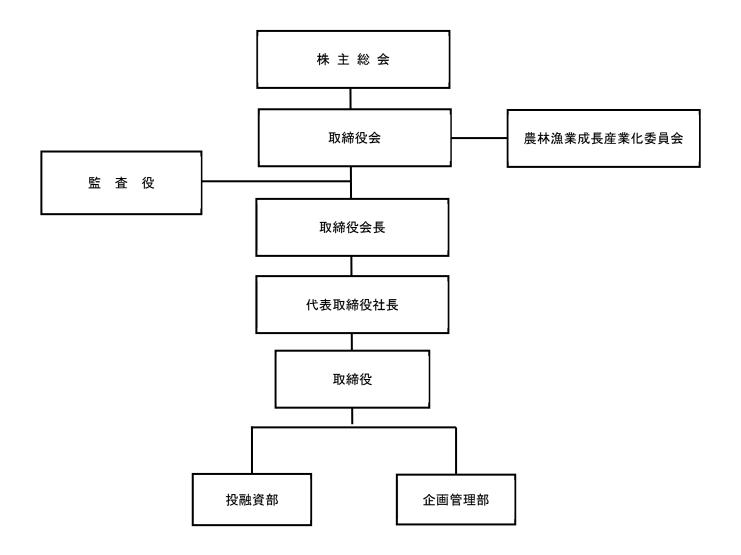
| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 14 名 | なし     | 55.8歳 | 5.7年   |

# 5. 役員

| 会社における地位     | 氏  | 名  | 重要な兼職の状況  |
|--------------|----|----|---|
| ◎取締役会長(非常勤)  | 堀  | 紘一 |   |
| ○代表取締役社長(常勤) | 坂本 | 友彦 |   |
| 取締役専務(常勤)    | 矢花 | 渉史 |   |
| ※取締役(社外)     | 佐藤 | 一也 | 株式会社商工組合中央金庫 常務執行役員   |
| ※取締役(社外)     | 髙野 | 克己 | 東京農業大学名誉教授<br>(一社)日本食品保蔵科学会会長<br>学校法人東京農業大学食品安全研究センタ<br>ー顧問     |
| 監査役(社外)      | 篠原 | 修  | GS デザイン会議 代表<br>東京大学 名誉教授<br>政策研究大学院大学 名誉教授<br>エンジニア・アーキテクト協会会長 |

注) ②は農林漁業成長産業化委員長、○は同委員長代理、※は同委員を示す。

# 6. 組織図



# 7. 財務諸表

# (1)貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

|           |              |             | (—177: 111)   |
|-----------|--------------|-------------|---------------|
| 科目        | 金額           | 科目          | 金 額           |
| (資産の部)    |              | (負債の部)      |               |
| 流動資産      | 14, 803, 519 | 流動負債        | 114, 601      |
| 現金及び預金    | 7, 259, 372  | リース債務       | 2, 571        |
| 営業投資有価証券  | 6, 010, 681  | 未 払 金       | 12, 844       |
| 有 価 証 券   | 1, 000, 800  | 未 払 費 用     | 2, 285        |
| 営 業 貸 付 金 | 621, 100     | 未払法人税等      | 84, 952       |
| 前 払 費 用   | 4, 528       | 賞 与 引 当 金   | 5, 693        |
| 未 収 入 金   | 7, 288       | 役員賞与引当金     | 1, 468        |
| そ の 他     | 7, 886       | その他         | 4, 784        |
| 貸倒引当金     | △108, 137    |             |               |
| 固定資産      | 1, 045, 101  | 固定負債        | 60, 796       |
| 有形固定資産    | 0            | リース債務       | 3, 109        |
| 建物        | 3, 110       | 退職給付引当金     | 47, 622       |
| 工具、器具及び備品 | 3, 069       | 繰 延 税 金 負 債 | 10, 064       |
| リース資産     | 1, 759       |             |               |
| 減価償却累計額   | △7, 939      |             |               |
|           |              | 負債合計        | 175, 398      |
| 無形固定資産    | 0            | (純資産の部)     |               |
| ソフトウェア    | 0            | 株 主 資 本     | 15, 673, 127  |
|           |              | 資 本 金       | 17, 551, 000  |
|           |              | 資 本 剰 余 金   | 14, 351, 000  |
| 投資その他の資産  | 1, 045, 101  | 資 本 準 備 金   | 14, 351, 000  |
| 投資有価証券    | 1, 031, 000  | 利 益 剰 余 金   | △16, 228, 872 |
| 敷金及び保証金   | 14, 101      | その他利益剰余金    | △16, 228, 872 |
|           |              | 繰越利益剰余金     | △16, 228, 872 |
|           |              | 評価・換算差額等    | 94            |
|           |              | その他有価証券評価   | 94            |
|           |              | 差額金         |               |
|           |              | 純 資 産 合 計   | 15, 673, 222  |
| 資 産 合 計   | 15, 848, 620 | 負債・純資産合計    | 15, 848, 620  |

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

# (2) 損益計算書

(自 令和5年4月1日) 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

|   | <b></b> | 斗 目   |            |            | 金       | 額           |
|---|---------|-------|------------|------------|---------|-------------|
| 売 |         | 上     | 高          |            |         | 1, 278, 547 |
| 売 | 上       | 原     | 価          |            |         | 1, 846, 644 |
|   | 売 上     | 総     | 損          | 失          |         | 568, 096    |
| 販 | 売費及で    | ゾ ― 般 | 管 理 費      |            |         | 573, 711    |
|   | 営       | 業     | 損          | 失          |         | 1, 141, 808 |
| 営 | 業       | 外叫    | <b>以</b> 益 |            |         |             |
|   | 有 価     | 証差    | 美 利        | 息          | 17, 879 |             |
|   | 雑       | 収     |            | 入          | 636     | 18, 515     |
|   | 経       | 常     | 損          | 失          |         | 1, 123, 292 |
| 特 | 別       | 損     | 失          |            |         |             |
|   | 減       | 損     | 損          | 失          | 4, 766  | 4, 766      |
|   | 税引育     | 前 当 期 | 純 損        | 失          |         | 1, 128, 059 |
|   | 法人税、    | 住民税   | 及び事業       | <b>É</b> 税 |         | 1, 210      |
|   | 当 期     | 純     | 損          | 失          |         | 1, 129, 269 |

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

# (3) 株主資本等変動計算書

(自 令和5年4月1日) 至 令和6年3月31日

(単位:千円)

|        |            | 株 主         | 資 本   |            | 評価・換算<br>差額等         | 2. 114/    |
|--------|------------|-------------|---|------------|----------------------|------------|
|        | 資 本 金      | 資 本 金 資 備 金 | 利 益<br>剰 余 金<br>その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 株主資本 合 計   | その他有価<br>証券評価差<br>額金 | 純資産合計      |
| 当期首残高  | 17,551,000 | 14,351,000  | △15,099,602                                     | 16,802,397 | 143,997              | 16,946,394 |
| 当期変動額  |            |             |   |            |                      |            |
| 当期純損失  |            |             | △1,129,269                                      | △1,129,269 |                      | △1,129,269 |
| 株主資本以  |            |             |   |            | △143,902             | △143,902   |
| 外の項目の当 |            |             |   |            |                      |            |
| 期変動額(純 |            |             |   |            |                      |            |
| 額)     |            |             |   |            |                      |            |
| 当期変動額合 | _          | _           | △1,129,269                                      | △1,129,269 | △143,902             | △1,273,171 |
| 計      |            |             |   |            |                      |            |
| 当期末残高  | 17,551,000 | 14,351,000  | △16,228,872                                     | 15,673,127 | 94                   | 15,673,222 |

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

#### 官民ファンドの運営に係るガイドライン

平成25年9月27日 官民ファンドの活用推進に関する 関係閣僚会議決定 平成26年6月27日 正 部 改 平成26年12月22日 部 改 正 平成27年7月31日 部 改 平成27年12月18日 部 正 改 令 和 元 年 1 1 月 2 9 日 部 改 正 令 和 2 年 1 1 月 2 0 日 部 改 正 令 和 4 年 1 2 月 2 1 日 部 改 正

日本経済を停滞から再生へ、そして成長軌道へと定着させるため、成長戦略により、企業 経営者の、そして国民一人ひとりの自信を回復し、「期待」を「行動」へと変えていき、澱 んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく。大胆な新陳代謝や新たな起業を促し、研 究開発を加速し、地域のリソースを活用し、農林水産業を成長産業にし、日本の産業と企業 のグローバル化を促進し、社会資本整備等に民間の資金や知恵を導入する。これらの施策を 推進するために、財政健全化、民業補完に配意しつつ、官民ファンドが効果的に活用される ことが期待されている。

官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるためには、①各々の政策目的に応じた投資案件の選定・採択が適切に行われていること、②投資実行後のモニタリングが適切に行われていること、③投資実績が透明性を持って情報開示されており、監督官庁及び出資者たる国及び民間出資者に適時適切に報告されていること、④成長戦略の観点から特に重視すべき、創業・ベンチャー案件への資金供給について特段の配慮がなされていること、⑤官民ファンドが民業圧迫になっておらず、効率的に運用されていること、等が重要である。政府としては、関係行政機関が官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、日本経済の成長のため、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である。

このような観点から、官民ファンドの運営上の課題について、世耕内閣官房副長官を座長

として、関係府省と有識者からなる「官民ファンド総括アドバイザリー委員会」を開催して 検討を行い、同委員会として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(以下「ガイドラ イン」という。)をまとめた。今後、関係府省一体となって定期的に官民ファンドの運営状 況等の検証を行うこととするため、今般、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」 (以下「閣僚会議」という。)を設け、ガイドラインを閣僚会議決定とするとともに、閣僚 会議の下に、関係府省と有識者からなる「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹 事会」(以下「幹事会」という。)を置き、これらをガイドラインに基づいて定期的な検証を

なお、閣僚会議及び幹事会での検証は、閣僚会議の構成員となる各府省の大臣が所管するもののうち主なもの(注1)を中心に行うこととするが、構成員以外の府省が所管のものも含め、他のファンドの検証へのガイドラインの活用についても継続的に検討していくこととする。

(注1)検証を行う主たる官民ファンドは、(株)産業革新投資機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行における特定投資業務、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構、地域脱炭素投資促進ファンド事業、(株)脱炭素化支援機構

#### |1 運営全般(政策目的、民業補完等)

行う場として位置づけることとする。

- ① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用 先の差異が適切に把握されているか。
- ② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。
- ③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業(地域での起業を含む)支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成(投資態勢、窓口体制、人材育成機能等)となっているか。
- ④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給(民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等)との関係・役割分担等は適切に理解されているか。
- ⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。
- ⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。
- ⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。
- ⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかに

ついての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。

#### 2 投資の態勢及び決定過程

#### 2.1 投資の態勢

- ① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。
- ② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。(注 2)
- ③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。(注 2)
- ④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、 導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行 う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるよう になっており、機能しているか(大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっ ても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等)。(注 2)
- ⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か(給与・賞与レベル、成功報酬、競業避止義務 等の退職に関する制限の有無等)。
- ⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行 うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。
  - (注2) 具体的なそれぞれの組織の機能及び要件の内容については別添に記載。

#### 2.2 投資方針

- ① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか(業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか(標準類型等))。
- ② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。
  - ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価
  - 民間資金の呼び水機能
  - ・ 民業圧迫(民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等)の防止や競争に与える影響 の最小限化(補完性、比例(最小限)性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等)
  - ・ 投資先企業 (注 3) 等の経営管理 (ガバナンス) 態勢や各種のリスク管理 (法令遵守等) 態勢
  - 投資採算(投資倍率、回収期間、IRR等)、EXIT実現可能性の確認
  - 利益相反事項の検証と確認(ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等)
  - 各ファンドの政策目的を踏まえたESG (Environment (環境)、Social (社会)、 Governance (ガバナンス)) 投資とSDGs (Sustainable Development Goals)) への 取組の推進

(注3) ここで言う投資先企業は、ファンドからの直接の投資先の他、プロジェクトファイナンスで形式上JVやSPCなどを受皿として出資する場合については、当該受皿となるものを実質的に運営する主体等を指す。

#### 2.3 投資決定の過程

- ① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。
- ② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数(DD実施件数)、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。

#### 2.4 経営支援 (ハンズオン)

① 経営支援(ハンズオン)を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。

#### 2.5 投資実績の評価及び開示

- ① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。
  - 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する
  - ・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する
  - EXITの方法、時期は、個別の案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する
- ② 時価評価は適切に行われているか(内部評価と外部監査の有無)。
- ③ 政策目的との関係で効果的な運用となっているか。その運用状況を適時適切に評価、検証できるよう、個別案件及びファンド全体において、次の点を踏まえたKPI (Key Performance Indicators)を設定、公表しているか。
  - 政策性と収益性を適切に評価、検証できる指標にする
  - ファンド間で達成状況の比較検証が可能な指標にする
  - ・ ファンドの設置期限の到来前であっても、その運用状況を適切に評価、検証できる指標にする
  - 各ファンドの政策目的を踏まえ、運用状況を評価、検証するために必要な指標に限定 する
- ④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化 されているか。

#### 2.6 投資の運用方針の見直し

① 投資の運用実績の評価に基づき、運用方針の変更等が適切に行われているか。 (実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット (PL や BS 等の指標)、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件の EXIT を判断する基準、運用 失敗の場合の判断基準とその場合の対応などが適切に行われているか)

#### 3 ポートフォリオマネージメント

- ① 個別の案件でのリスクテイク(その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか)とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢(責任者、組織等)は整備されているか。
- ② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。

#### 4 民間出資者の役割

- ① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。
- ② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。
- ③ 民間出資の条件(手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項(競合他社への出資の忌避等)の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等)は適切なものか。
- ④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。
  - ・投資決定時における投資内容(投資先企業名、事業内容、投資額等)、決定プロセスや 決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、 情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。
  - ・投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出(EXIT)方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。

#### 5 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

- ① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。
- ② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行うほか、ファンド全体の経営状況に関する情報を定期的に開示するなど、国民に対しての説明責任を果たしているか。特に、政府出資等に重要な影響を与え得る損失が生じる場合にも、情報の秘匿性に留意しつつ、適時適切に情報開示を行っているか。
- ③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、 各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、

各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。

- ・投資内容(投資先企業名、事業内容、投資額等)、投資決定のプロセスや背景等
- ・投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収 見込み額、出資に係る退出(EXIT)方針、投資決定時等における将来見通しからの 乖離等
- ④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の 存在及びその理由について事前の説明も含め適切に報告しているか。

# (別 漆) 喧 用ファンドに 状め られる 組織 体制

